

伊賀市子ども・子育て会議条例 新旧対照表

改正後	改正前
伊賀市子ども・子育て会議条例 (設置) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定により、市長の附属機関として伊賀市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。 (所掌事項) 第2条 (略) (1) <u>法第72条第1項各号に掲げる事務</u>に関する事。 (2) <u>前号に掲げるもののほか、</u>市長が必要と認める事項 (組織) 第3条 (略) 2 (略) (1) <u>住民自治協議会を代表する者</u> (2) <u>関係団体を代表する者</u> (3) (略) (4) <u>前3号に掲げる者のほか、</u>市長が必要と認める者 第4条から第9条まで (略)	伊賀市子ども・子育て会議条例 (設置) 第1条 「伊賀市子ども・子育て支援事業計画」の策定、達成状況の検証等を行い、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、市長の附属機関として伊賀市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。 (所掌事項) 第2条 (略) (1) <u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項に掲げる事務</u>に関する事。 (2) <u>その他</u>市長が必要と認める事項 (組織) 第3条 (略) 2 (略) (1) <u>住民自治協議会の代表者</u> (2) <u>関係団体の代表者</u> (3) (略) (4) <u>その他</u>市長が必要と認める者 第4条から第9条まで (略)